

7 都薬保発第 5 号

令和 7 年 8 月 1 日

地区薬剤師会 医療保険ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

副 会 長 根 本 陽 充

「こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」
(PMH 接続支援事業) の周知について (周知依頼)

平素より本会会務の推進に関しご尽力賜り心よりお礼申し上げます。

今般、東京都デジタルサービス局より、標記の件について周知依頼がありましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

本事業は、子育て世帯をはじめとする都民の利便性向上を目的として、医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの利活用を促進するものです。具体的には、国が開発した情報連携基盤「PMH (Public Medical Hub)」を活用し、医療費助成制度における受給者証情報をマイナ保険証に統合することで、資格確認業務の効率化や請求誤りの防止が期待されています。

令和6年度より、都所管の医療費助成制度（難病、小児慢性、精神通院、被爆者）においてPMH接続が開始されており、令和7年度も引き続き、PMHに接続する改修を行った都内薬局に対して補助金が交付される予定です（国の補助金に加え、東京都独自の上乘せ補助あり）。

つきましては、貴会におかれましても、会員薬局に対し本事業の内容をご周知いただきますようお願い申し上げます。詳細は、別添資料および下記特設ホームページをご参照ください。

記

特設ホームページ：<https://pmh-hojokin2025.metro.tokyo.lg.jp>

問い合わせ先：東京都デジタルサービス局 デジタル戦略部 デジタル企画調整課

担当：白旗・原田・蓮尾 TEL：03-6627-1974

以上

※PMH (PublicMedicalHub、情報連携基盤)：自治体が実施する医療費助成、予防接種、母子保健分野における情報を医療機関・薬局に連携して、マイナンバーカードによりそれらの情報を活用する取組

東京都薬剤師会 医療保険課

TEL：03-3294-0271

Mail：hoken@toyaku.or.jp



7 第 戦 企 第 90 号
令和 7 年 7 月 25 日

公益社団法人東京都薬剤師会会長
高橋 正夫 様

東京都デジタルサービス局長
高野 克己



「こどもDX推進に向けた医療機関等における
マイナンバーカード利活用推進事業」の周知について（依頼）

日頃から東京都の施策につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、子育て世帯をはじめとする都民の利便性の向上を図るため、自治体及び医療機関等において、国が開発した情報連携基盤であるPMH（Public Medical Hub）の接続を推進し、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とする取組を国と連携して進めています。

このことで、マイナ保険証1枚で、医療保険の資格確認情報及び受給者証情報の手動入力の手荷を削減できるようになるとともに、正確な医療費助成の資格情報に基づき請求を行えるようになることで、資格過誤請求が減少するなど、医療機関の事務効率化が推進されることになります。

令和6年度は、都所管の医療費助成制度である難病、小児慢性、精神通院、被爆者の子についてPMH接続を開始したほか、都内4自治体（調布市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町）においても子ども医療費助成等の分野で運用を開始しています。

また、本年5月現在、約4千の都内医療機関・薬局においてシステム改修が完了しています。

この取組を推進するため、都は、令和6年度に引き続き、レセプトコンピュータをPMHに接続する改修を行った都内医療機関・薬局に対して、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金に上乗せして補助金を交付する「こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」を実施することとし、本年7月25日から申請受付を開始いたします。（本事業の詳細は、別添資料及び特設ホームページを御確認ください。）

特設HP（<https://pmh-hojokin2025.metro.tokyo.lg.jp>）

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただくとともに、別添資料も活用し、本事業について貴会会員薬局に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【問合せ先】

東京都デジタルサービス局
デジタル戦略部デジタル企画調整課
白旗・原田・蓮尾
電話：03-6627-1974



医療機関 薬局の皆様へ



医療費助成の受給者証とマイナンバーカードを一体化する

システム
改修に係る
経費を

国の補助額に加えて
さらに補助します！

申請期限：令和8年 **2/27** 金曜日まで

補助
上限額

病院



14.1万円

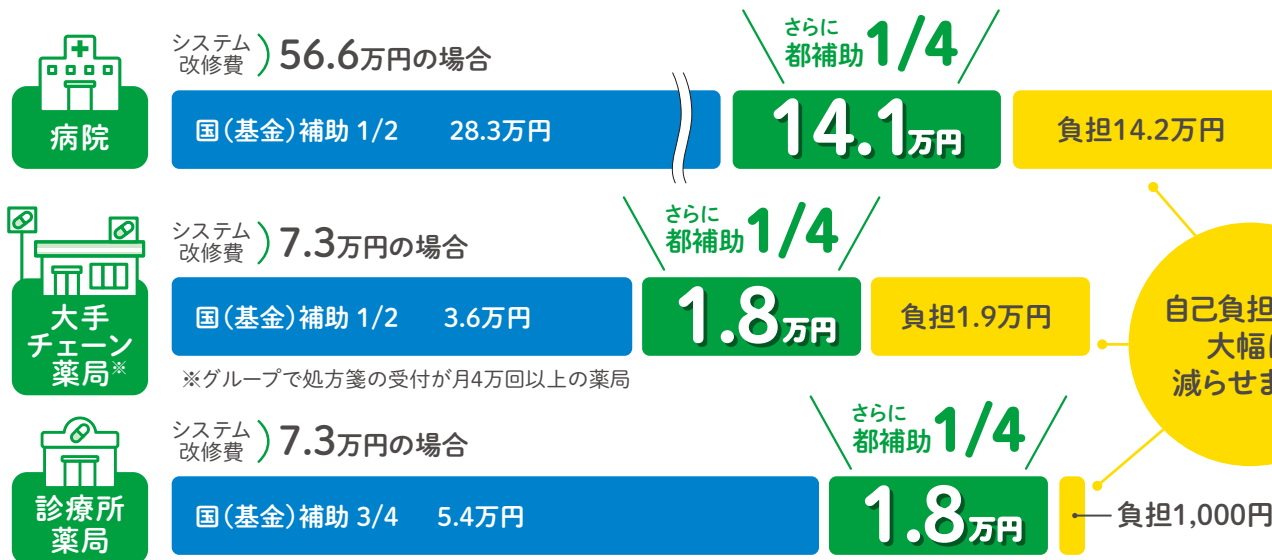
診療所・薬局



1.8万円

マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とするための、PMH接続に係るシステム改修を行った医療機関・薬局に対し、国の補助額に上乗せして補助金を交付します。

補助イメージ



申請方法の詳細

こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業特設ホームページをご確認ください。

ホームページはこちら <https://pmh-hojokin2025.metro.tokyo.lg.jp>



お問い合わせ

東京都マイナンバーカード利活用推進事業事務局

TEL: **0120-905-122** (土日祝日・年末年始を除く9時から17時まで)

東京都

■ 補助対象事業

公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施可能とするレセプトコンピューター（以下「レセコン」という。）の改修※

※社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた

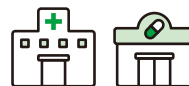
要領の第3「補助対象事業」の1及び2に規定する事業

基金の要領は
医療機関等向け
総合ポータルサイトの
「5.助成対象項目」から
ご確認ください。



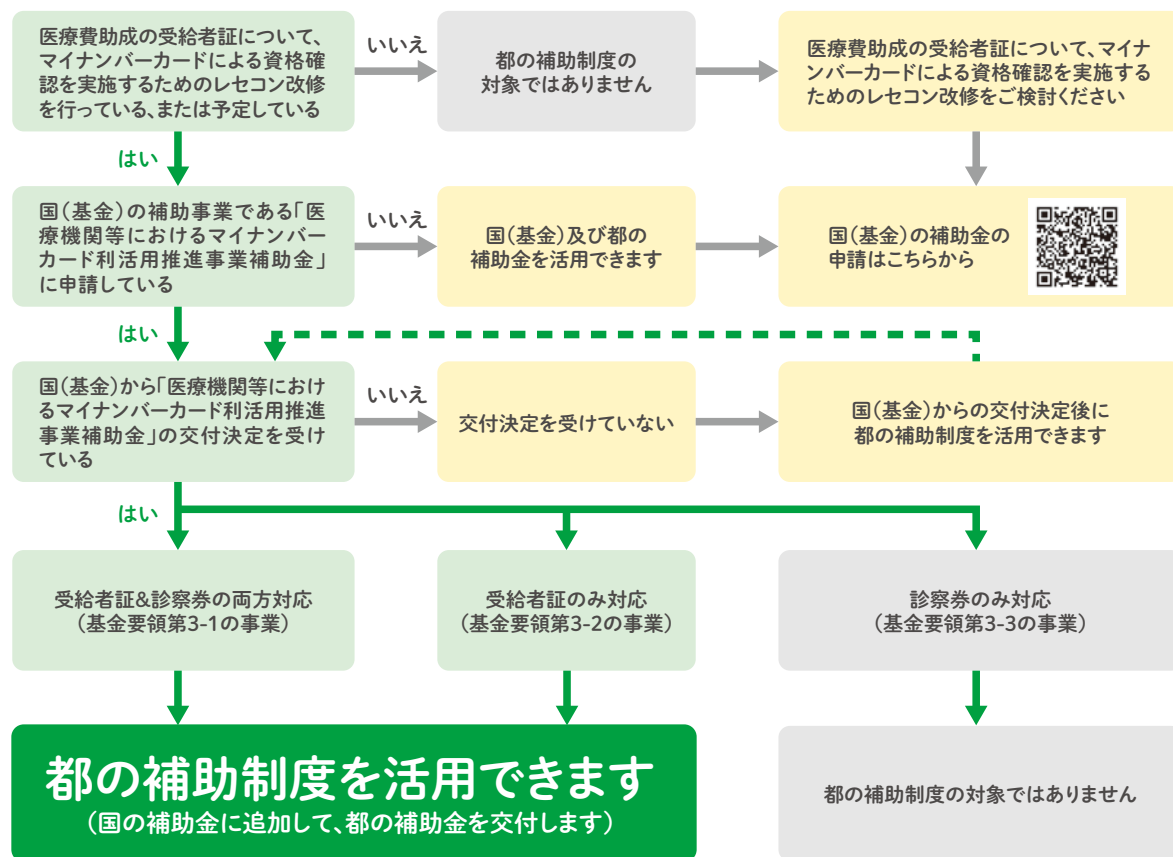
■ 補助対象者

以下の要件を全て満たす医療機関・薬局



- 1 医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている、都内開設の医療機関・薬局（健康保険法第63条第3項第1号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局）
- 2 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施可能とするレセコン改修を完了しており、かつ、国（基金）から「医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」の補助金の交付決定を受けていること

以下のフローチャートで
補助対象となるかご確認ください



都の補助制度を活用できます

（国の補助金に追加して、都の補助金を交付します）

都の補助制度の対象ではありません

■ 注意事項

今年度に国（基金）の交付決定を受けた医療機関・薬局のほか、**令和6年度に国（基金）の交付決定を受け本補助金の申請を行っていない医療機関・薬局も、今年度の申請が可能です。**ただし、令和6年度に以下の補助金の交付を受けた場合は対象外です。

・難病、小児慢性特定疾病及び自立支援医療（精神通院医療）医療費助成に係るオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業（厚生労働省補助、都保健医療局又は福祉局から交付）